

厚生労働省からの情報提供

令和4年度全国メディカルコントロール協議会連絡会（第1回）

令和4年5月25日

厚生労働省医政局地域医療計画課
災害等緊急時医療・周産期医療等対策室
病院前医療対策専門官 土屋翼

救命救急センター充実段階評価の結果

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

救命救急センター充実段階評価

- 平成9年「救急医療体制基本問題検討会」にて、「既存の救命救急センターを再評価し、その機能を強化する」との提言を受け、平成11年より救命救急センターの質の向上を図ることを目的として救命救急センターの充実段階評価が開始された。
- 平成20年「救急医療の今後のあり方に関する検討会」を経て、平成22年に充実段階評価を改正した。
 - 是正を要する項目の合計点で評価を行い、是正を要する項目の合計点が2年間継続して22点以上の場合はB評価、3年以上22点以上の場合はC評価とした。
 - メディカルコントロール体制への関与の状況等について、都道府県及び消防機関による評価項目を設けた。
- 平成30年「医療計画の見直し等に関する検討会」、「社会保障審議会医療部会」等において議論が重ねられ、「救命救急センターの新しい充実段階評価について」(平成30年2月16日付け医政地発0216第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)により充実段階評価を改正した。
 - ストラクチャーを中心とした評価体系から、プロセスも含めた評価体系へ見直しを行い、地域の関係機関との連携の観点からの評価を追加した。
 - 新たにS評価を追加した。
- 令和2年において、予定していた評価区分の段階的な引き上げが完了した。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年と令和3年の救命救急センターの充実段階評価において、一部の項目を評価の対象外とする例外的な対応を行った。
- 充実段階評価については、令和4～6年度の地域医療基盤開発推進研究事業「持続可能な救急医療提供体制の構築に関わる研究」において、評価項目の内容について検討することとしている。

診療報酬点数

充実段階評価の結果に基づき、救命救急入院料に以下が加算される。

<救命救急入院料に係る加算>

- 救急体制充実加算1 (S評価) 1,500点
- 救急体制充実加算2 (A評価) 1,000点
- 救急体制充実加算3 (B評価) 500点

医療提供体制推進事業費補助金

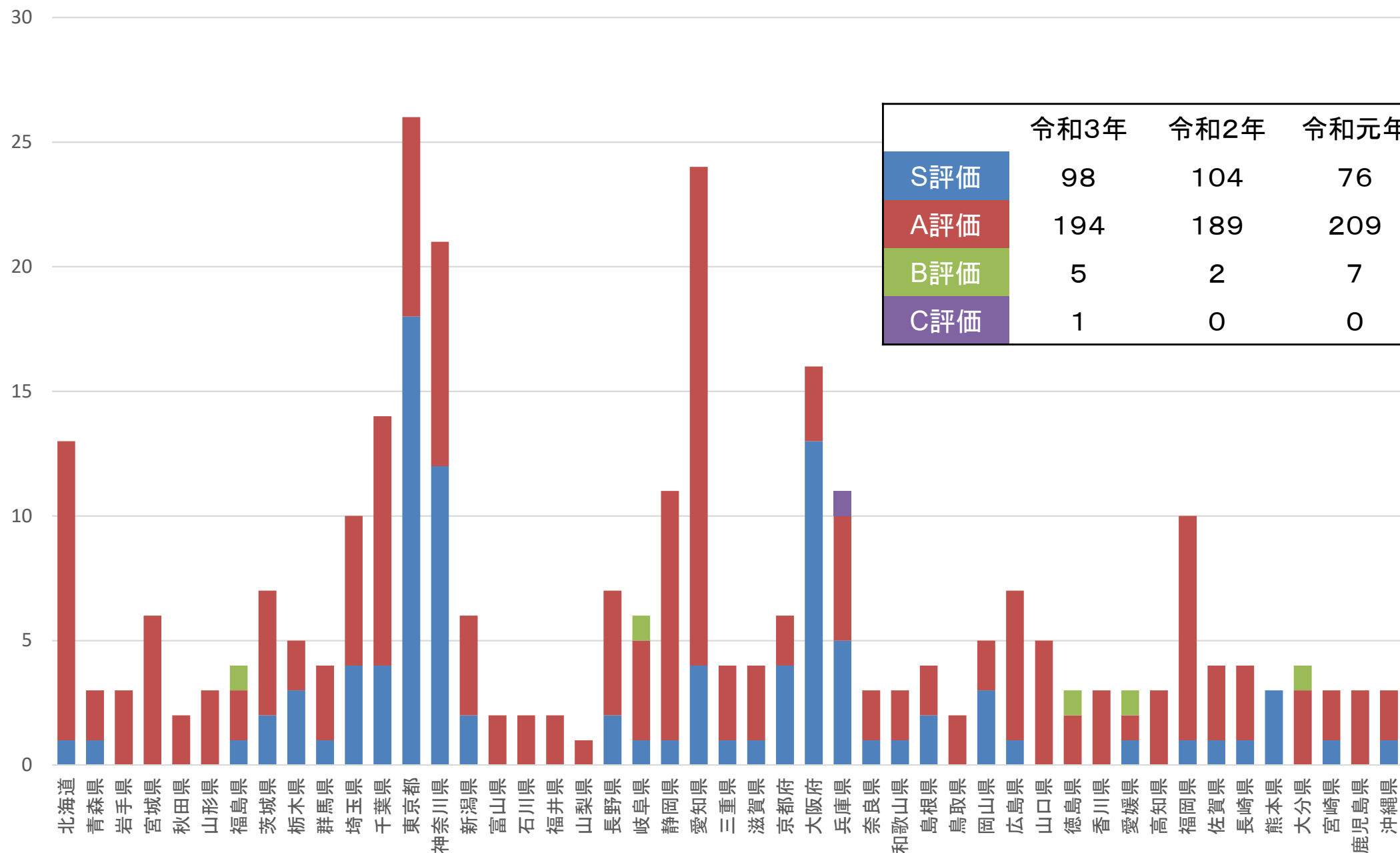
「救命救急センター運営事業」の交付算定基準額の算出に当たり、充実段階評価の結果に応じた係数を乗じる。具体的には以下の通り。

<基準額に乘じる係数>

- S・A評価 100%
- B評価 90%
- C評価 80%

令和3年救命救急センター充実段階評価の結果（都道府県別）

○ S評価が98医療機関、A評価が194医療機関となり、S評価とA評価の施設が全体の98%を占めている。



**厚生労働科学研究
「救急救命士が行う業務の質の向上に資する研究」
におけるご協力のご依頼**

ひと、くらし、みらいのために

救急救命士の アナフィラキシーとアドレナリンの適応の 判断に係る研究

- 厚生労働科学研究（坂本哲也班）で実施
令和4年度厚生労働科学研究費補助金 地域医療基盤開発推進研究事業
『救急救命士が行う業務の質の向上に資する研究』
- 救急救命士が、アナフィラキシーとアドレナリンの適応を適切に判断できるか？を検証
- 公募方式・・全国のMC協議会（消防本部）を対象
- 2022年6月以降～ 公募説明会を実施予定
（※倫理審査委員会対応後）

救急救命士の アナフィラキシーとアドレナリンの適応の 判断に係る研究

- ①救急救命士が搬送中に、次について判断し記録
 - ・ アナフィラキシーか？
 - ・ アドレナリンの適応があるか？
 - ②搬送先の医療機関の医師の判断の収集
 - ・ 初診時の診断
 - ・ 初診時のアドレナリン投与の有無
- ①②の比較（陽性的中率、陽性尤度比等を評価）

※アドレナリン投与は行わない